



# 医療安全対策委員会

## 医療安全管理に関する基本的考え方

医療の現場では、医療従事者の不注意が、単独であるいは重複した事によって医療上望ましくない事態を引き起こし、患者さんの安全を損なう結果となりかねません。安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、患者さんの安全を確保するためには、まず、職員個人が医療の安全性、重要性を自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確率を図り安全な医療の遂行を徹底することが最も重要と考えます。

## 安全対策委員会設置の目的

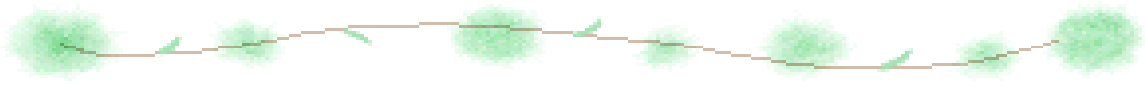
医療事故防止を図ることを目的として、医療安全管理対策を総合的、継続的に企画、実施するために医療安全対策委員会を設置しています。

## 医療安全対策委員会の役割

- ① 医療事故等の情報の収集・分析・改善策の立案、実施
- ② 事故防止のための教育プログラムの研修、教育の実施
- ③ 定期的な院内巡視の実施
- ④ 医療安全に関する相談業務
- ⑤ その他医療安全に関すること
- ⑥ 医療安全対策指針の作成

## 委員会構成

病院長、看護部長、看護師（各病棟安全対策担当者）、事務長、薬剤師、臨床工学技士、臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、理学療法士、医事課、MSW



## 医療安全対策委員会の主な活動内容

### 医療安全環境ラウンドおよびカンファレンス

毎週 1 回、委員会メンバーで医療安全環境ラウンドおよびカンファレンスを実施しています。注意喚起が必要な内容は月 1 回開催される委員会内で全職員に周知するようにしています。

### 医療安全研修会

医療安全対策委員会主催で研修会を年 2 回実施しています。

### 医療安全対策委員会の開催

月 1 回開催。必要時臨時委員会を開催



医療安全対策委員会